

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案
規制の名称	特定商取引分野及び預託等取引分野における規制強化
規制の区分	新設及び拡充
担当部局	消費者庁取引対策課
評価実施時期	令和3年2月
規制の目的、内容及び必要性	<p>特定商取引分野においては、近年、電子商取引の市場規模が拡大する中、特にインターネット上の通信販売において、初回に無料又は低額な金額を提示し、2回目以降に高額な金額を支払わせるなどの、顧客の意に反して契約の申込みを行わせるといった「詐欺的な定期購入商法」が問題となっていることなどを背景として、定期購入に関する相談が急増しており(2015年には4,141件だったのに対し、2020年には56,302件※1となっている)、消費者トラブルが増加している。また、通信販売に限らず、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)に違反する事業者の中には、あらゆる手段で処分逃れを画策するような悪質な事業者も存在している。</p> <p>預託等取引分野においては、販売を伴う預託等取引契約(以下「販売預託」という。)により、安愚楽牧場事件、ジャパンライフ事件などの大規模かつ深刻な消費者被害(被害額の例としては、安愚楽牧場事件が被害総額約4200億円、ジャパンライフ事件が被害総額約2000億円※2)が発生している。</p> <p>上記のような状況を踏まえ、法改正により以下のような各種規制の新設及び拡充を行う。</p> <p>①特定商取引法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信販売における表示義務等の強化、通信販売の契約解除時の不実告知の禁止 ・行政処分に係る執行権限の拡充(業務禁止命令の対象範囲拡大、立入検査対象の拡大等) <p>②特定商品等の預託等取引契約に関する法律(以下「預託法」という。)の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定商品制の撤廃 ・販売預託の原則禁止 ・預託等取引に係る規定整備 <p>このような規制の新設及び拡充を行わない場合、将来的な予測として、消費者の脆弱性に付け込む悪質商法による消費者被害の拡大は必至であり、そのような消費者被害を生じさせている悪質事業者に対する行政処分の実効性を確保することも困難となる。</p> <p>※1:当庁公表資料「詐欺的な定期購入商法をめぐる状況」から引用。件数は、2020年12月31日までにPIO-NETに登録された件数。 ※2:被害総額は、内閣府消費者委員会公表資料「いわゆる「販売預託商法」に関する消費者問題についての調査報告」から引用。</p>
直接的な費用の把握	<p>「遵守費用」</p> <p>①特定商取引法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の改正は通信販売に関する既存の義務や規制の実効性を強化し、担保するためのものであるため、これに伴う新たな遵守費用は発生しない。 <p>②預託法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売預託を行おうとする事業者が内閣総理大臣の確認を受ける場合には、申請書を提出しなければならないところ、当該申請書の作成及び添付書類の準備等を行う必要がある。申請書の作成等については、費用がかかるものであるが、定められた様式により事前に届け出る制度であり、新たに発生する遵守費用は限定的であると考え。 <p>「行政費用」</p> <p>①特定商取引法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引法の執行は国及び都道府県において行われているところ、今回の改正は既存の取引類型における義務等の強化や、既存の規制を前提にその実効性を確保するためのものであり、これに伴う行政事務の費用の著しい増加は見込まれない。 <p>②預託法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売預託の原則禁止に伴い、内閣総理大臣の確認を受けた場合に限り例外的に販売預託に係る契約の勧誘等及び締結が可能となるところ、当該確認を求める事業者が出てきた場合には、確認に係る事務が発生する。しかしながら、物品の管理上のリスクも高い方法である販売預託を、事業のために必要な出資を得る手段として選択する経済合理性は極めて乏しく、正業として確認を求めてくる事業者が多数出てくることは想定し難いことも踏まえると、これに伴う行政事務の費用の著しい増加は見込まれない。一方で、今回の預託法改正により、事業者からの問合せや事業者への監視強化のために対応する人員は新たに必要となることが想定される。(おおむね、416,203円(国家公務員の平均給与月額※6)×3名(預託法関係の業務に従事する職員数の見込み)=1,248,609円(月額)) ※6:国家公務員の平均給与月額については、人事院公表資料令和2年国家公務員給与等実態調査(調査結果の概要)による。 <p>・特定商品制が廃止され、原則として全ての物品が預託法の対象となることから事業者に対する監視の強化が求められるため、これまで消費者庁のみで行っていた預託法の執行について、特定商取引法と同様に経済産業局への権限委任を行うことを想定しているなど、監視のための経費負担の若干の増加が見込まれる。</p>
直接的な効果(便益)の把握	特定商取引法及び預託法の改正による義務や禁止規定の新設、執行権限の強化による処分の実効性の確保等を図ることで、消費者の脆弱性に付け込む悪質事業者による高額・広範に被害をもたらす大規模な消費者被害の防止に資する効果が期待される。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	消費者をだまして不当に利益を得ている事業者は、公正な競争を阻害しているものであり、そういった悪質行為への規制を強化することは、むしろ公正な競争を活性化させることに資するものであり、競争に負の影響を及ぼすものではない。
費用と効果(便益)の把握	今回の規制の新設及び拡充を行った場合、特定商取引法関係では、現行法下の施行規則やガイドラインに沿って適正な表示を行う事業者には特段の新たな費用負担は生じない見込みである。預託法関係についても、販売預託を行おうとする事業者が内閣総理大臣の確認を受けるに当たり、確認の申請に係る書類作成に必要なコストが生じるものの、事業者にとって不当に高額なものではない。また、行政側の費用については、対応の強化による費用増は一定程度生ずるものの、規制の新設及び拡充により、高額・広範に被害をもたらす大規模な消費者被害を防止するという点について一定の効果が期待できることから、費用と効果の関係から検討した場合も規制の導入等が必要不可欠であるといえる。
代替案との比較	法改正による規制の新設及び拡充によらない場合、事業者又は業界団体による自主規制の強化を促す方策が考えられるが、そもそも自主規制を遵守する意識のない悪質事業者に対しては、何らの効果も期待できず、消費者被害の更なる拡大(多額の金銭的損害の発生)も懸念される。 したがって、採用案による規制の新設及び拡充を行う必要がある。
その他の関連事項	令和2年2月から8月にかけて、消費者団体、事業者団体、地方公共団体、弁護士、大学教授等の有識者などによって構成される「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」を開催。事業者団体を代表する委員を含め、消費者の脆弱性に付け込む悪質商法によって消費者被害を発生させる悪質事業者にターゲットを絞った実効的な規制等を新たに措置する制度改革を実行すべきとの方向性で一致し、講ずべき措置等について令和2年8月に報告書を取りまとめている。今回の法改正における規制の新設及び拡充は、当該検討委員会の報告書を踏まえて立案しているものである。
事後評価の実施時期等	本改正法の施行後5年を経過した場合において、特定商取引法及び預託法の施行の状況について検討を加えることとする(本改正法案の附則においても同旨を規定する。)